

萩園自治会
掲示板利用規定



萩園自治会

利用規定：

- 1、 掲示物
掲示できるものは慶弔広報など公共性のあるもので
営利目的のものは不可とします
ただし福利厚生に関する掲示物は可とします
- 2、 管理者
管理者は総務部長とする
掲示する場合は総務部長の許可を得てから掲示する
- 3、 表示印
総務部長は掲示物に所定の印を押して許可する
- 4、 掲示期間
掲示は一定の期間を必ず設けて掲示する
- 5、 除去
掲示したものは掲示依頼者が期間までに撤去する
- 6、 場所
掲示板の掲示場所は萩園地区内の14ヶ所である

以上

平成21年6月13日

萩園自治会